

提言書の用語解説 (50音順)

【HD指数 (人間開発指数)】

「長寿を全うできる健康的な生活」、教育、「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数で、平均寿命、教育水準 (成人識字率と就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出する。

【キャリア教育】

児童・生徒一人ひとりが、職業観や勤労観、職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や意識を伸ばすための教育。

【苦情処理】

行政上の事項についての区民等からの苦情の申し出を、当該事項を担当する機関又は他の行政機関が受け付け、行政不服審査などとは異なる簡易、迅速・柔軟な方法で処理すること。

【合計特殊出生率】

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

【固定的性別役割分担】

男女を問わず個人の能力等によって役割を分担することが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

【GEM指数 (ジェンダー・エンパワーメント指数)】

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもので、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出する。HDが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会の男女差に焦点を当てている。

【次世代育成支援行動計画】

晩婚化や夫婦の出生力の低下等の要因により、今後も一層の進行が予想されている少子化の流れを変えるために、地方自治体や企業等がそれぞれの取組みを定めた行動計画。

「次世代育成支援対策推進法」(2003.7.16 公布・施行、一部 2005.4.1 施行)により、地方自治体は2005年4月までに策定を義務付けられ、301人以上の労働者を雇用する事業主には、労働条件の整備などを盛り込んだ行動計画の策定などが求められている。

【女子差別撤廃条約】

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。1979年、第34回国連総会において採択され、我が国は、1985年に批准した。

間接的な差別も含めてあらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等の権利を確立することを目指しており、法整備だけではなく、慣習も対象とした性別役割分担の見直しを強く打ち出している。例外として、事実上の平等を確保するための暫定的な特別措置は許されるものとしている。

【女性のエンパワーメント】

女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持って、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な力（パワー）を持つこと。

【女性の労働力率】

日本では、出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが一段落した時点で再就職するというライフスタイルを選択している女性が多い。そのため、女性労働者の年齢階級別労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフにすると、30歳代前半が低下したM字型カーブを描く。

【世界女性会議】

国連は1975年を「国際婦人年」(International Women's Year)と定め、「平等・開発・平和」を三大テーマとして掲げ、メキシコシティで国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）を開催した。以来5年～10年ごとに「世界女性会議」を開催し、女性に対する差別の撤廃や女性の地位向上に取り組んでいる。

【セクシュアル・ハラスメント】

相手方の意に反して行う性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれ、相手（女性・男性）の心を傷つけたり、不快感を覚えさせたり、不利益を与えたりする。

雇用の場においては、相手方に就労上の不利益を与えたり、就業環境を著しく悪化させることもある。雇用関係にある者の間だけではなく、施設における職員と利用者の間や、団体における構成員間など、生活の様々な場面で起こり得るものである。

【男女共同参画社会】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

【配偶者間等暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）】

夫婦、元夫婦、内縁関係、恋人等の親密な関係にある男女間における暴力。以前は私的な問題とされ、犯罪としての認識が薄かったが、実態の解明が進み、社会問題として認知されるようになった。

暴力の種類は、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、言葉などで女性を精神的に追いつめる精神的暴力、性的行為を強要する性的暴力など多岐にわたり、緊張の蓄積（→発触発）、爆発（暴力）、ハネムーン期（女性に謝る）のサイクルが繰り返される。

【北京宣言・行動綱領】

北京で開催された、第4回世界女性会議（1995年）で採択。「北京行動綱領」は、21世紀に向けて各国政府、NGOなどの取り組むべき行動指針となる、12の重大問題領域が定められている。

【ポジティブ・アクション（積極的改善措置）】

過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益を受けているグループに対して実質的な機会均等を目指すために、一定の範囲で教育や雇用などの特別な機会を提供する暫定的な特別措置のこと。特に、性別による参画の機会の格差を改善するために、男女のいずれか一方に必要な機会を与えることをいう。

【メディア・リテラシー】

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力。

メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠でありメディア・リテラシーの向上を図ることが必要である。

【プロダクティブ・ヘルス/ライツ】

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことのほか、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が含まれる。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な女性の人権の一つとして認識されている。

【ワーク・ライフ・バランス】

仕事と私生活を無理なく両立すること。仕事や私生活に費やす時間の配分等を程よく保つことによって、自分の能力を十分に発揮し、充実した暮らしを送ることにつながる。